

第二十六回 参議院地方行政委員会會議録第十七号

昭和三十三年三月三十日(土曜日)午前
十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 本多 市郎君
理事 大沢 雄一君
加瀬 完君

委員

伊能繁次郎君
伊能 芳雄君
小柳 牧衛君
鈴木 万平君
館 哲二君
安井 謙君
占部 秀男君
久保 等君
鈴木 壽君
成瀬 權治君
森 八三二君

國務大臣

國務大臣

政府委員

自治庁財政部長

事務局側

常任委員

會専門員

説明員

自治庁財政

部理財課長

山野 幸吉君

本日

の會議に付した案件

○公營企業金融公庫法案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(本多市郎君) これより委員
会を開きます。

前回に引き続き、公營企業金融公庫
法案を議題として質疑を行います。
質疑のおありの方は順次御発言を願
います。

○占部秀男君 大臣にお伺いしたいの
ですが、今度のこの公庫法案を出すに
ついて、大臣の方の説明を伺います
と、水道、交通初め多くの公營企業、
これに対する金融面、こういう形で整
備、拡充をはかるためにこういう公庫
法案を作る。こういうようなお話でこ
ざいます。こういうような、金融
公庫のような姿で何らかの資金源を充
実させる方法をとるといふことは、わ
れわれとして反対じゃなくて、むしろ
賛成の方なんです。こういう点につ
いては非常にいい面もあると思うので
すけれども、この公庫の出資金が五億
円といふことになっているわけです
ね。それで、現在特に出納面やいろ
ろな面では拡充が相当要望されてお
るときに、少な過ぎやしないかとい
う感じをわれわれは持つわけです。特に
最近の都市の交通面の問題なんか見ま
すと、いわゆる路面電車といふものは
全国的にどこでもだんだん縮小され
て、バス時代になってきておる。そう
いうことで非常にバスの車体が今も要
求されておる折柄で、固定した資本が
相当公營企業で要るわけです。こうい
うような中で、五億円ですべて十分ま
かなる自信があるかどうか、この点一
つお答え願いたいと思います。

まして、公庫債分が七十億と、それか
ら出資分のうちの四億と、七十四億を
活用することになっておりますが、こ
れではやはり足りないと思ひます。そ
こで次年度以降におきましては、一番
最初計画しておりました通り、やはり
国の出資金は十億、こういうことで行
きたい。これはまだ正式に必ずそうす
るといふことを——例の話と同じであ
りまして——今ここで確定しておるわ
けではございません。しかし、この間
の参議院の予算委員会でもその話が出
まして、私と池田大蔵大臣が並んでお
答えをしたのでございしますが、まだ正
式にはそれをきめておるわけではござ
いしません。また、かりに十億ときめた
場合に、二十倍の二百億という金額に
なるか、百五十億になるか、そういう
点も明確でありませんという意味の、
金額を示しての答弁が大蔵大臣からも
ありました。そういうわけで、きめてお
るわけではございませんが、これは少く
とも十億に近いものに次年度以降にお
いては変える考えでございします。本年
は大体九月から看板を上げる、店開き
するといふ事情でもございしますし、
それからもう一つは、初年度で財源の
都合もございまして、こういう窮乏な
ことになっておりますが、これの運営は、
貧弱市町村に優先順位を置きまして、
これにでき得る限り公平に配分をして
行きたいと考えております。

○占部秀男君 逆になるかもしれませ
んけれども、現在まで各市や町村の公
營企業関係のところ、融資の申し入
れと申しますか、そういうようなもの
はどのくらい最近までにあるのです
か。

○説明員(山野幸吉君) 実はこの公營
企業の融資の申し込みにつきましては
、毎年々々査定のとときにごく概算が
出て参りまして、一応地方債計画で公
營企業の会計に盛り込まれた計画額の大
二倍から三倍程度の額になっておりま
す。従いまして、昨年は三百六十五億
の地方債でございしますが、これの大体
三倍程度の申請額が毎年あるというよ
うな状態でございます。

○占部秀男君 この申請されたものに
ついて金を回す場合ですね。今、大臣
もちよつと言われたのですが、たとえ
ば水道事業なんか見ると、大きい市や
県の方は、割合に県営水道の場合でも
県の預託金などというものの関係か
ら、かりに地方銀行や市中銀行の融資
を受けても割安の利率で借りておるこ
ろがあるのです。中小都市あるい
は町村の場合よりも多いように見受け
るのです。そこで、まあ、これはどこ
でもこの金については要求するでしよ
うけれども、特に一番困つてゐるのは、
これはやつぱり中小都市以下のこと
ろじゃないかといふようにわれわれは
考えるわけですが、そういうような面
について何か自治庁の方として調べた
ようなものはございせんか。

をござらん願ひますれば、市町村の方が
はるかに利用しておるのでございま
す。

○占部秀男君 そうすると、今度これ
をかりに出す場合でも、やはりそうい
うような実態に応じた貸付の方針と言
ひますか、そういうものがやはりあつ
て貸し付けるといふことになりませう
か。

○政府委員(小林與三三君) これは大
臣からも答弁がございました通り、まず
一番困つておるところを優先にする。
その前に、まずそもそも政府資金を、
公庫債に割り振るときに、一番困つて
おる弱小町村はなるべく政府資金でや
らう、こういう考えです。政府資金で
足らない場合は公庫をいたしまして、
その公庫の部分も公庫で引き受けてや
らう、こういう考えでございします。

○委員長(本多市郎君) 他に御質疑は
ございせんか。

○小柳牧衛君 この公庫の監督の主務
大臣が内閣総理大臣及び大蔵大臣と
なつております。特殊の金融機関とし
て大蔵大臣が監督するのは当然だと思
うのですが、しかしその結果、業務とい
うよりなことに一応の監督の立場
にあると思ひます。しかしこれをすい
ぶん綿密にやると、結局、総理大臣、
言いかえれば自治庁長官の権限に及ぶ
ことだと思ひますが、要するにこの
両方の主務大臣の関係について、はつ
きりした監督の分野を定めることが必
要じゃないかと思ひますが、そうい
う点については、どういふふうな考
えを持っておりますか。

○政府委員(小林興三次君) これはこの種の公庫、公団みな同じ扱いになつておりまして、これはもう扱い上は共管ということになっております。それでございますから、監督を必要とする事務につきましては、両方共同でやる。しかし実際は、なるべくこういふ活動は自主的にやらせる建前になつておりまして、ただその都市の大きな計画を作つたり、業務の方針を作つたりするときに、その許可とか、認可を得るという扱いになつておまして、一々の業務の執行につきましては、とやかく言う考えはないという建前でやつておるわけでありまして。

○小柳牧衛君 大体了承はできるので、聞くところによると、大蔵省は、従来いろいろな関係もありまして、公庫そのものについては相当消極的の考えを持っておるようでありまして。従つて業務等についても、ずいぶんそういふ立場において見るんじゃないかと思ふのです。そうなりますと、せつかくこういふ道が開かれても、またそれに対して自治庁が賛成をしておつても、大蔵省からいろいろ横やりが出て円満に行かないというおそれがないではないと考えられるのでありまして、私としては、できるだけその点ををはつきり、ことに業務を開始する際に、両者の分野を相当協議してきめることが必要じゃないかと思ふのです。が、それについて自分の意見を添えて申し上げて。

○委員(長本多市郎君) 他に御質疑ございせんか。
○占部秀男君 職員の問題ですが、この公庫に雇われる、役員は別に、職員は身分というものは、どういふう

うな形になるわけですか。

○政府委員(小林興三次君) これは、公庫職員は政府の公務員ではございせんので、別の機関です。ただ政府の職員との間に交流等のあることがありますので、それでわざわざ恩給通算の規定などを入れておいて、地位の安定をしておるわけでありまして。

○占部秀男君 職員の待遇上の問題なんです。これは大して多くない人数だと思ふのですけれども、待遇的な問題については、やはり自治庁として何らかの基準的なものを考へておられますか。

○政府委員(小林興三次君) これは公庫の予算は国会の御承認を得てきます。仕組になつておまして、予算上その点ははつきりしたいと思ひます。もちろん国家公務員に準ずるといふよりも、こういふものの性質上、国家公務員よりも多少分がよく扱われるようになっておられます。

○占部秀男君 この十八条に「退職手当の支給の基準を設けようとするときは、一」といふような文句が入つておられますが、これはやはり通算の問題なども含めてやつておられるわけですか。

○政府委員(小林興三次君) その通りでございます。

○大沢雄一君 ちよつとお尋ねいたしたいのでございますが、この地方自治団体関係におきましては、御承知のように、多年このいわゆる自治金融公庫の設置といふことを要望して参りました。今回、公営企業資金に限つて、その要望の一部が実現した形になりましたのでございまして。将来、当初、地方団体関係者が考へておりましたように、地方自治体の公庫する資金全面に

わたつての金融公庫の設置というふうなことにございましては、どういふう

にお考へになつておられますか。
○政府委員(小林興三次君) これはわ

れわれといたしまして、できたらしいものも考へておられるのでありまして、いろいろの関係でございまして、

になつたのでございまして、ただ一つの問題点といたしましては、むしろ一般会計におきましては、もう政府資金中心で今後運営したかどうか、大蔵省もそういふ考へ方、なるべく今後公庫債をつけまい、そうして公営企業についてだけ公庫債を考へる方針で行こうじゃないか、こういふような意向でございまして、われわれもそういうことが一番望ましいこととございまして、全部、政府資金でやつてもらうならば、もはやこういふ必要なんかないわけでございます。今後、できるだけ一般会計につきましては政府資金中心という考へ方での運用をはかりたい、

こういふ考へておられます。

○大沢雄一君 そういたしますと、その点については大蔵省当局と意見が一致いたしてゐるようでございますから、やがては一般会計分は全額政府資金でまかなわれる日がくるということ

が期待されるわけでございますが、一般会計以外に属する分がこの公庫の対象になる、こういふことになるわけ

局、今後、地方債の公営企業の資金計

画をどう見積つて行くかと、こういふ問題にからんでゐるのでございまして、私は公営企業を重点的に、まず地方債のワケを事情に合つたふやしたい。そうしてふやした上で、さらに政府資金をできるだけふやしたい。それでも足りないのを公庫でやる、こういふ基本的な考へ方、今年公庫百九十億になつておられますから、この金額を下回るといふことはありやうがない、むしろこれはふえて行くだろうと、こういふふうに考へておられます。

○大沢雄一君 そういたしますと、大体それに即応いたしました。政府の出資は五億円でございまして、どの程度まで政府の出資が増加されれば、その必要は満たされることになり

ますか。
○政府委員(小林興三次君) これは先ほど大臣も、来年はぜひ十億お願したいというお話でございまして、まあ十億ならば、現在五億で七十億円出してありますから、その倍、百四、五十億から二百億ぐらいまでは債券は発行できる、まあ資本金的な基礎になるだろうと思つておられます。この百五十億から二百億ぐらい引き続いて発行できれば、われわれといたしましては、ますますさしたあたりの目的は達し得るんじゃないかと考へておられます。

○大沢雄一君 なお新しく発行する地方債だけを考へれば、そういふことになりませんが、既発行の公庫債の借りがかえといふことを考へれば、それでは足らぬじゃないかといふことも考へられますが、そういふことを考へた上でのただいまのお考へですか。

○政府委員(小林興三次君) われわれ

も二百億円ずつくらい、かりにできる

といふことは、既発行の分も、ある程度その中で考へることができるといふ見当をつけておるわけでありまして。それは幾らになり

ますか、指定地方債はそのうちで七、八十億になりまして、二、三十億円で、四、五十億でも、既発行の方にゆとりがあれば持つて行きたいという計画でございまして。

○大沢雄一君 今年度発行の限度は七十億と承つておられますが、昨日、そのうち縁故募集を考へてゐるものが、二十億、一般市場の公募が五十億ですが、あるいは違つておられるかもしれませんが、私承つたように思ふのであります。縁故募集につきましては、大体

分見当といふことに考へられますが、それで資金の募集ができる見込みでございまして。

○政府委員(小林興三次君) 縁故募集は、従来からの縁故関係もありまして、二十億程度だから、できるのじゃないか、これは具体的に一々まだ当つたわけじゃないかもしれませんが、そういふ考へておられます。市場公募の方は、表面の発行価額は七分、ほかの公団、公社債みなそうでありますから、七分にいたしまして、ただ債券発行のいろいろの手数料、その他の経費がかかりますので、実際の利率は若干なり

りますが、まず二厘五毛から三厘程度で、できたら発行できるように努力をいたしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○大沢雄一君 貧弱市町村の従来の公債の利率を、いただいた資料によつて見ますと、ほとんど大部分が八分以上の高利のものになっておるよう思うわけでありまして、これが借りかえということも、地方財政再建のために私はきわめて必要だと思つておりますが、さらに、さしあたり新発行のものにつきましては、貧弱な町村にまず優先的にこの公庫を利用せよということが必要と思つて、それらにつきましての方針はどういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(小林興三君) これは先ほど大臣からお話しがありました、が、全くそういう弱小市町村最優先で運用すべきものであると思つて、

○大沢雄一君 なお地方団体におきましては、御承知のように、年度内の歳計現金の繰り回しのために、相当一時借入金、現在におきまして、なお必要といたしておるわけでございます。もつともこれにつきましては、近年、交付税の交付あるいは国庫補助金の支出等におきまして、自治庁当局の非常な御努力によりまして、地方団体の現金の必要に應ずるよういろいろな御努力をいたしておりまして、地方団体としては非常に感謝しておると思つております。なお一時借入金の融通の必要はきわめて緊急なものがあると思つております。こういう場合に、やはり公庫におきまして、これらの融通を行われるようにするということは、私はきわめて時宜に適するのでは

ないかと思つております。これについてどういふふうにお考えになつておられますか、また、こういうことは先ほど来いろいろお話がありました、が大蔵省との関係もありまして、これに限つて扱わせるということができないものであつたらうか、これらについてのお見通しを伺いたいと思つて、

○政府委員(小林興三君) 一時つなぎ資金の融通の問題につきましては、われわれといたしまして、ぜひこの公庫にやらせたいと思つて、大蔵省ともいろいろ折衝いたしたのであります。しかし初めて公庫を作つて、あとの運営の問題も、見通しの問題もはつきりせんものでありますから、とりあえずのところは、公営企業の長期資金だけを中心に考えよう、われわれといたしまして、一般会計の一時つなぎ資金ができれば、せめて公営企業の一時資金の場合でもできるようにしよう、最後まで努力したのであります。したが、とりあえずのところは、そういう結論に達したわけでございます。

そのかわりに、大蔵省といたしまして、一時資金が必要があれば、政府資金で、従来のようになしつたれたことを言わずに、できるだけ積極的に協力しよう、こういう約束でございます。また、われわれといたしましては、その方が公庫を通すよりも、むしろ団体のために利益でございますから、そういう方向で、できるだけつなぎ資金が必要ならば政府資金を貸すという、いわば条件と申しますか、そういう了解のもとに、この際は公庫ではがまんをしよう、しかしどうしても、どうしても相当市場公庫の必要があり得

ると思つてありまして、この問題は、実際の大蔵省の運用の事情にとらみ合して、将来の検討問題で、できたらそういう道を開きたい、こういう考えでございます。

○委員長(本多市郎君) 他に御質疑、ございせんか。

○占部秀男君 先ほど御質問いたしましたところに関連するのですが、この十七ページの三十九条の第四の、これは恩給通算のときの問題でございますが、この中で、「最短恩給年限に達する者については、適用しないものとす

る。」、こういうのが普通恩給なのでございまして、これはもちろん恩給年限に達した者の場合だと思つて、

○政府委員(小林興三君) そうで

○占部秀男君 しかし、その場合については、例の加算の問題がこれはもう当然あり得るわけですが、例の年限に達したもののから、今度はたとえば十年から十年まで行く、それについては加算がある。その加算はどうなんですか。

○政府委員(小林興三君) これは、この法律上通算をするのは、恩給年限に達しておらぬ者だけにしまして、恩給年限に達した者はそこで恩給法で行く、それでありまして、かりに十七年で達する者が二十五年勤めておつたとすれば、二十五年分の恩給は別にもらうわけでありまして、恩給法の方から当然にもらう。あとは公庫の職員として公庫の退職手当の適用を受けるのであります。

○政府委員(小林興三君) 二十五年がそのまま恩給法で加算された金額で恩給をもらふということでございます。

○占部秀男君 重ねてもう一つ。その次の「公庫の職員としての就職を再就職とみなす。」というところについての前提の「恩給法第六十四条ノ二の規定の適用又は準用については、」、これは私もよく忘れてしまつたのでございまして、これはどういふふうな規定でございまして、

○政府委員(小林興三君) これは参考資料の十ページに、恩給法の六十四条の二というのがあります。これは一時恩給を受けた者のそれが再就職したときの基礎的技術的な規定でござい

○委員長(本多市郎君) それでは他に御質疑ございせんか。……御発言がないようでありますから、質疑は結局したものと認めて、討論採決に入ることになり、御異議ございせんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないものと認めて、次に討論に入りたいと存じますが、付帯決議のことにつきまして懇談のため、暫時このまま休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午後零時十五分開会

○委員長(本多市郎君) 休憩前に引き続き委員会を開いたします。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。

○大沢雄一君 自治金融公庫の創設は、地方関係者並びに六団体の多年の

要望であつた次第でございます。本金融公庫法案は、この要望の線にこたえるものでありまして、これによりまして、特に地方団体が困難を感じております公債の資金調達につきましても、低利かつ円滑にこれを調達しまして、公営企業の発展、ひいては地方自治の目的と住民の福祉の増進に寄与するところ、きわめて大なるものがあると思つて、本法案の成立は、きわめて地方団体にとつて喜ぶべきものでございまして、また、政府の努力を多とするものでありまして、私は全幅の賛意を表したいと存する次第であります。

この際、私はさらに、本金融公庫設置の趣旨の完全な目的の達成を期するために、次のような付帯決議を付したいと存する次第でございます。これを提案申し上げる次第であります。

付帯決議案を朗読いたします。

本法の施行に当り、政府は左の諸点に留意し、その適正かつ、円滑な運営をはかるべきである。

一、公庫の資本金及び政府保証による公庫債の発行限度額は、今後さらに増額すること。

一、地方債計画一般会計分については全額政府資金をもつて充てること。

一、公庫資金の利率は、極力引下げ、かつ公庫において既発行の公募地方債につき低利借りかえを行うよう措置すること。

一、将来、公庫において、地方団体に対する一時借入金の融通を行うよう措置すること。

一、公庫の融資に当つては、貧弱市町村の公営企業を優先せしめること。

右決議する。

この付帯決議案の趣旨の説明につきましても、この法案審議の過程におきまして、委員各位より熱心な御質問の趣旨並びにこれに対する自治庁長官初め政府御当局の御答弁によりまして、あえてここで説明を要しないと思ひますので、時間の関係上省略させていただきます。

何とぞ御賛成をお願いいたします。

○委員長(本多市郎君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて採決に入ります。

逓公営企業金融公庫法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本多市郎君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中、大沢君から提出されました付帯決議案を議題に供します。本付帯決議案を委員会の決議とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(本多市郎君) 全会一致と認めます。よつて大沢君提出の付帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本院規則第四十四条による本会議における委員長の前頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましても、慣例により、これを委員長

に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めて、さう決定いたします。

また、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた諸君は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

安井 謙 鈴木 壽

大沢 雄一 成瀬 暢治

伊能 芳雄 加瀬 完

館 哲二 森 八三一

伊能繁次郎 鈴木 万平

小柳 牧衛 久保 等

占部 秀男

○委員長(本多市郎君) 本日はこの程度で散会いたします。

午後零時二十三分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、教育公務員の定年制に関する請願(第一四八六号)

一、大工職等の事業税軽減に関する請願(第一四九六号)(第一五四〇号)

一、地方自治法第八條改正に関する請願(第一五〇一号)

一、国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に関する請願(第一五二三号)

一、農業事業税創設反対等に関する請願(第一五二四号)

一、行政書士法の一部改正に関する請願(第一五五七号)

一、新町村建設促進のための財源措置に関する請願(第一五八九号)

一、農業事業税創設反対に関する請願(第一五九〇号)

一、離島振興計画促進に関する請願(第一五九二号)

一、地方公務員の停年制に関する請願(第一五九三号)

一、新町村の育成強化に関する請願(第一五九四号)

一、公債費合理化等に関する特別措置法制定に関する請願(第一五九四号)

一、地方交付税率改正に関する請願(第一五九五号)

一、地方財政確立等に関する請願(第一六〇〇号)

一、地方公共団体臨時職員的身分確立に関する請願(第一六一九号)

第一四八六号 昭和三十三年三月十五日受理

教育公務員の定年制に関する請願

請願者 鹿兒島市上之園町鹿兒島高等学校校長協会内

小西金光外四十二名

紹介議員 佐多 忠隆君

自治庁を中心とする関係当局は、公務員の停年制について準備を進めているとのことであるが、教育公務員についてはその特殊性を考慮するとともに諸外国の例をも調査勘案して災を将来に残さぬようにしなければならぬから、停年制に関する法律の制定を阻止せられたいとの請願。

第一四九六号 昭和三十三年三月十六日受理

大工職等の事業税軽減に関する請願

請願者 東京都港区芝赤羽町四

庄司市治郎外四名

紹介議員 安井 謙君

聞くところによれば、大工、左官、板金業者に対する事業税率は各業種とも一律に所得五十万円以下六パーセントの取扱ひとなる由であるが、大工、左官、板金業者は他の業種と異なり危険な職業であるから、これら業者に対する事業税については所得五十万円以下、税率四パーセントに引き下げられよう特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一五四〇号 昭和三十三年三月十九日受理

大工職等の事業税軽減に関する請願

請願者 埼玉県浦和市仲町一ノ

四二 今泉幸太郎外五

名

紹介議員 大沢 雄一君

この請願の趣旨は、第一四九六号と同じである。

第一五〇一号 昭和三十三年三月十六日受理

地方自治法第八條改正に関する請願

請願者 熊本県菊池郡菊池町長

木下 堅

紹介議員 矢嶋 三義君

現在、人口三万以上を有する全国六十三の町村が一日も早く市制を施行しようとするが、地方自治法第八條中市の要件である人口五万以上を三万以上に改正せられたいとの請願。

第一五二三号 昭和三十三年三月十八日受理

国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 熊本県議会議長 瀬口 竜之介

紹介議員 矢嶋 三義君

駐留軍及び自衛隊所在の市町村はその施設が大部分非課税対象となつてゐるため、ばく大なる収入欠陥をきたしてゐる反面、道路、橋りょう、上下水道等の諸施設に多大の負担と犠牲を余儀なくされてゐる実情であるが、およそ国土防衛に要する経費は当然国において負担すべき筋合ひのもので、特定の市町村に多額の財政支出をせしめることはきわめて不合理であるから、これらの市町村に交付するため、明年度予算において総額三十二億円を措置されるよう国有財産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正を図られたいとの請願。

第一五二四号 昭和三十三年三月十八日受理

農業事業税創設反対等に関する請願

請願者 大分市昭和通り農業会

館内大分県農業会議会

長 岩田仁蔵

紹介議員 矢嶋 三義君

政府並びに臨時税制調査会等の一部においては、昭和三十三年年度の税制改正において農業事業税又はこれに代る新税の創設を企図してゐるよしであるが、現在農民の担税力は限界点にあり、さらに農業事業税の新設や市町村民税の引き上げをすれば日本農業は破たんしひんするとは火を見るよりも明らかであるから、(一)農業事業税又はこれに代る新税の課税を絶対に行わないこと、(二)市町村民税所得割税方法は現行の第二方式本分による一本建とする、(三)固定資産税の免税点を大幅に引き上げること、(四)地方公共団体の条例で実質上農業事業税を課税するの結果となる法定外普通税並びに農業生産

を阻害する虞のある法定外普通税は絶
對に廃止すること、(五)所得税におけ
る専従者控除並びに米穀事前完済しに
伴う減税措置の住民税所得割への適用
は現行どおりとすること等の実現を期
せられたいとの請願。

第一五五七号 昭和三十三年三月二
十日受理

行政書士法の一部改正に関する請願
請願者 東京都墨田区業平橋一
ノ一四 吉村勇外十五
名

紹介議員 一松 定吉君

現行行政書士法は、法の目的を推進す
る運営の面における規定に欠けると
ころがあるため、行政書士業界の秩序
は次第にみだされ、はなはだ遺憾で
あるから、同法第十五条第一項を「一
箇の行政書士会を設立しなければなら
ない」と改めること、その他会則の
認可、入会、会則の遵守義務、行政書
士会の報告義務、行政書士会連合会、
行政書士会に入会していない者の取締
等の規定に關して改正措置を講じ全国
一万五千名の行政書士がその公益業務
を完遂できるよう取り計らわれたいと
の請願。

第一五八七号 昭和三十三年三月二
十日受理

新町村建設促進のための財源措置に關
する請願
請願者 熊本県議會議長 瀬口
竜之介

紹介議員 森中 守義君

新市町村建設促進に対する予算措置は
わずか七百箇町村程度を対象としてい
るにすぎず、二千に及ぶ新市町村の建
設はいちじるしく遅延することが明白

であるから、新市町村が一体となつて
建設できるより明年度予算には少くとも
六十九箇町村程度の財源措置を講ぜら
れたいとの請願。

第一五九〇号 昭和三十三年三月二
十日受理

農業事業創設反対に関する請願
請願者 熊本県議會議長 瀬口
竜之介

紹介議員 森中 守義君

臨時税制調査会の答申案中には、農家
に対する農業事業創設の創設が伝えられ
ているが、現在の農業経営は極めて不安
定な状態で担税力はすでに限界に達し
ており、さらに農家の最大の負担とな
つてゐる固定資産税には往年の営業税
に均衡を得た地租が含まれており、農
業事業創設として現行の事業税と並列に
課税することは当をえなから、農業事
業税の創設は取り止められたいとの請
願。

第一五九一号 昭和三十三年三月二
十日受理

離島振興計画促進に関する請願
請願者 熊本市御幸町一九熊本
県庁内熊本県町村会内
河津寅雄

紹介議員 森中 守義君

昭和二十八年施行された離島振興法は
十箇年の時限法であり、本県においては
これによつて六十三億三千五百五十万
円の振興事業を計画実施中であるが、
これに対する国費の補助は少くとも三
十億以上を支出せらるべきにもかかわ
らず、既に三箇年を経過した今日わが
に三億円の補助があつたに過ぎない。
このような政府の助成措置が進まない
主なる原因は計画実施に要する予算を

関係各省の總予算のわく内におかれて
いることが最大の支障となつてゐるか
ら、離島振興関係の予算を總理府の予
算に一本化するともに、これが予算
を増額し離島振興計画の促進を図られ
たいとの請願。

第一五九二号 昭和三十三年三月二
十日受理

地方公務員の停年制に関する請願
請願者 熊本市御幸町一九熊本
県庁内熊本県町村会内
河津寅雄

紹介議員 森中 守義君

政府が第二十四国会に地方公務員法の
一部改正法律案を提出し地方公務員の
停年制を規定したが、これは機宜に適し
た措置であつたが、これが衆議院にお
いて可決に至らず継続審議となつたこ
とは遺憾であるから、次の国会におい
てはぜひとも該案の成立を図られたい
との請願。

第一五九三号 昭和三十三年三月二
十日受理

新町村の育成強化に関する請願
請願者 熊本市御幸町一九熊本
県庁内熊本県町村会内
河津寅雄

紹介議員 森中 守義君

新市町村建設促進法は五箇年の時限法
であるが、政府の助成措置による建設
計画が遅延していることは町村民の建
設意欲を失ふこととなるから、各省庁
における緊密な協力と積極的な助成措
置、特に国の予算においては最大の考
慮を払い五箇年の期限をまたずすみや
かに新町村の施設を完了せしめられたい
との請願。

第一五九四号 昭和三十三年三月二
十日受理

公債費合理化等に関する特別措置法制
定に関する請願
請願者 熊本県議會議長 瀬口
竜之介

紹介議員 森中 守義君

政府の公債費の解決案は明年限りのも
のであるばかりでなく既得の固有財源
の繰上げ転用のみによつて措置されて
いるが、このことは後年度における地
方財政に不当の重圧を加ふる危険性が
きわめて多く、とうてい国の責任に基
き重圧緩和の解決方策とは認められな
いばかりでなく、むしろこの問題に逆
行するおそれがあるから、既に明年度
予算編成方針において「地方債の重圧
を緩和する等その健全合理化を推進す
る」ことを明らかにしている以上政府
は昭和三十年度までの地方債のうち、
給与改訂等に要する一般財源の付与に
かえた地方債は元金の全部、また公共
事業費、失業対策事業費、義務教育施
設の建設事業費に充てた地方債は利子
全部の財源措置をされるよう特別措置
法を制定せられたいとの請願。

第一五九五号 昭和三十三年三月二
十日受理

地方交付税率改正に関する請願
請願者 熊本県議會議長 瀬口
竜之介

紹介議員 森中 守義君

国税の減税に伴う地方交付税の税率の
改正案はわずか一パーセントにすぎな
いが、これは地方交付税制度の建前を
無視することになるばかりでなく、地
方財源に約百四十億円の欠陥を生ぜし
め、最低の地方行政水準を維持するこ

とすら不可能ならしめるものであるか
ら、現行の二十五パーセントを二十
八・〇五パーセントに改正せられたい
との請願。

第一六〇〇号 昭和三十三年三月二
十日受理

地方財政確立等に関する請願
請願者 熊本市御幸町一九熊本
県庁内熊本県町村会内
河津寅雄

紹介議員 森中 守義君

地方財政は依然として窮乏の域を脱す
ることができず、加うるに町村に課せ
られた国の行政事務は年を追つて繁劇
を加へてゐるが、これは政府がいたず
らに地方の行政整理のみの施策に専念
し中央における行政事務の簡素合理化
を忘れ、又地方財政に關しても応急こ
急の措置を講ずるに過ぎない結果であ
るから、町村における行政費の徹底的
節減を目的とする中央各省における行
政事務の簡素合理化及び町村の自主財
源強化に対する一連の諸施策を断行せ
られたいとの請願。

第一六一九号 昭和三十三年三月二
十日受理

地方公共団体臨時職員的身分確立に關
する請願
請願者 三重県津市栄町三重県
庁内三重県職員組合内
稲垣富八郎

紹介議員 大倉 精一君

地方公共団体における臨時職員の問題
を解決するため、(一)地方公務員法
第十七条による任用職員である臨時職
員は、地方自治法第七十二条第一項
の「吏員及びその他の職員」であるこ
とを明確にし行政指導を行うこと、

(二) 三十二年度地方財政計画の中に、公共事業従事職員も対象として計上すること、(三) 三十一年度地方財政計画上の臨時職員の給与の単価一人当り年間十二万円とし、国家公務員の単価と比準したとしているが、これを吏員、雇、より人と同様な算定による単価で計上すること、(四) 地方財政計画上、計上される給与費については、すみやかに基準財政需要額算定の中に吏員、雇等の人員、単価によつて需要面で明かにすると同時に、臨時職員として算定せず、「吏員その他の職員」の増加として算定方法をとるようにする。こと等の措置を講ぜられたいとの請願。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、離島振興法の一部を改正する法律案(衆)

一、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中第四項及び第五項をそれぞれ一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 離島振興対策実施地域における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体

に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年一月一日以降発生した災害に關し適用する。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案
消防団員等公務災害補償責任共済基金法(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 補則(第二十二條・第二十三條)」を「第七章 補則(第二十二條・第二十三條)」を「第八章 補則(第二十二條・第二十三條)」に改める。

第一条中「損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に關する市(特別区の存する区域については、都、以下同じ。)町村」を「損害補償に關する市町村の支払責任並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に關する損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に從事した者に關する損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第一条中「損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に關する市(特別区の存する区域については、都、以下同じ。)町村」を「損害補償に關する市町村の支払責任並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第六條の二の規定による非常勤の水防団長又は水防団員に關する損害補償及び同法第三十四條の規定による水防に從事した者に關する損害補償(以下「消防団員等公務災害補償」という。)に關する市町村又は水害予防組合」に改める。

第四條第一項第七号及び第八号中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第六條中「理事十人以内」を「理事十人以内」に改める。

第八條第二項中「消防団員を代表する者」の下に「水害予防組合の管理者」を加える。

第九條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十一條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十二條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十三條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十四條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十五條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十六條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十七條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十八條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第十九條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十一條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十二條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十三條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十四條中「市町村」の下に「又は水害予防組合」を加える。

第二十四條を第二十六條とし、第二十三條を第二十五條とし、第二十二條を第二十四條とし、第七章中同條の前に次の二條を加える。

(建設大臣との協議)

第二十二條 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ、建設大臣に協議するものとする。

一 第四條第二項の規定による定款の変更の認可及び第二十條第一項の規定による定款の変更命令

二 第十六條の規定による事業計画書の承認

三 第十七條第一項の規定による財産目録、事業状況報告書及び決算報告書の承認

(都等に関する特例)

第二十三條 この法律中市町村に關する規定は、特別区の存する区域については都に、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條の規定による市町村の組合については当該組合に適用する。ただし、消防団員等公務災害補償で特別区の支払責任に係るものについては、当該特別区に適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(消防団員等公務災害補償責任共済契約の経過措置)

2 水防法第二條第一項の水防管理団体(以下「水防管理団体」という。)でこの法律(前項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行前すでに消防団員等公務災害補償責任共済基金(以下「基金」という。)との間に、消防団員等公務災害補償責任共済契約(以下「契約」という。)を締結しているもの以外のものは、この法律の施行後一月以内に、基金との間に、定款で定めるところにより、契約を締結するものとし、当該契約の締結後一月以内に、基金に對して、改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法(以下「新法」という。)第十一條の規定による掛金を支払わなければならない。

3 水防管理団体である市町村でこの法律の施行前すでに基金との間に契約を締結しているものは、当該市町村に置かれていた水防団の非常勤の水防団長又は水防団員で消防団員でないもの及び水防に從事した者に係る分として、新法第十一條の規定による掛金を、この法律の施行後一月以内に、基金に對して支払わなければならない。

(従前の消防団員等公務災害補償の経過措置)

4 この法律の施行の前又はこの法律の施行の日から附則第二項の規定により契約が締結されるまでの間に発生した事故により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若し

くは廢疾となつた非常勤の水防団
長若しくは水防団員若しくは水防
に従事した者又はそれらの者の遺
族若しくは被扶養者に係る消防団
員等公務災害補償については、な
お、従前の例による。

(印紙税法の一部改正)

5 印紙税法(明治三十二年法律第
五十四号)の一部を次のように改
正する。

第五条第五号ノ五の次に次の一
号を加える。

五ノ五ノ二 消防団員等公務災
害補償責任共済基金ノ発スル
証書、帳簿

(水防法の一部改正)

6 水防法の一部を次のように改正
する。

第六条の二中「水防管理団体
は、」の下に「政令で定める基準
に従い、」を加える。

第三十四条中「当該水防管理団
体は、」の下に「政令で定める基
準に従い、」を加える。

昭和三十三年四月五日印刷

昭和三十三年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局